

メディカルコントロール 体制に関する実態調査結果

令和5年1月

消防庁

■□ 目 次 □■

第1章 調査概要

1. 調査の目的
2. 調査方法
 - (1) 対象
 - (2) 調査票の配布・回収方法
3. 調査名

第2章 メディカルコントロール協議会票の結果

第1節 メディカルコントロール協議会

1. メディカルコントロール協議会の構成員（都道府県 MC・地域 MC）
2. メディカルコントロール協議会の予算負担者（都道府県 MC・地域 MC）
3. 協議会で取り上げられた課題（都道府県 MC・地域 MC）
4. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割（都道府県 MC・地域 MC）
5. 法定協議会としての位置付け（都道府県 MC）

第2節 救急活動

1. オンラインMCに関する取組（都道府県 MC・地域 MC）
2. 事後検証
 - (1) 医師による事後検証の実施状況（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 医師による事後検証の基準（地域 MC）
3. 評価指標を用いたPDCAの取組（都道府県 MC・地域 MC）
4. 心肺蘇生を望まない傷病者への対応
 - (1) 対応方針の策定（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 対応方針の内容（都道府県 MC・地域 MC）

第3節 救急に携わる職員の教育

1. 指導救命士の認定
 - (1) 指導救命士の認定状況（都道府県 MC）
 - (2) 指導救命士の活用（都道府県 MC・地域 MC）
 - (3) 指導救命士認定後の更新要件（都道府県 MC）
 - (4) 指導救命士の制度、質の向上を図るための取組状況（都道府県 MC・地域 MC）
2. 通信指令員の救急に係る教育
 - (1) 教育の実施状況（地域 MC）
 - (2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用（地域 MC）
 - (3) 口頭指導要領の策定（地域 MC）
 - (4) 口頭指導に係る事後検証の実施（地域 MC）

第3章 消防本部票の結果

第1節 指導救命士

1. 指導救命士の配置
2. 指導救命士の役割
 - (1) 対外的な役割
 - (2) 消防本部内での役割
3. 指導救命士の効果
4. 指導救命士の運用、質の維持向上を図るための取組

第2節 救急救命士の再教育

1. 救急ワークステーション
 - (1) 救急ワークステーションの運用
 - (2) 救急ワークステーションの運用方法
2. 救急救命士の再教育の履修状況

第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導について

1. 教育の実施状況
2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用
3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの承認
4. 口頭指導に係る事後検証の実施

第4節 心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応について

1. 対応方針の策定
2. 対応方針の内容

第5節 救急隊の感染防止対策

1. 感染防止対策マニュアルの整備
2. 感染防止に関する研修の実施状況

第1章 調査概要

1. 調査の目的

救急業務の質の維持・向上等を目的として、救急業務において重要な役割を担うメディカルコントロール（以下「MC」という。）に関し、MC協議会の体制、開催状況等をはじめとする全国の実態を調査・把握するために実施した。

2. 調査方法

(1) 対象

全国の都道府県MC協議会、地域MC協議会、消防本部を対象として、それぞれに調査票を作成した。

なお、都道府県内に地域MC協議会を設置していない都道府県については、地域MC協議会の役割を都道府県MC協議会が担っていることから、都道府県MC協議会に地域MC協議会の調査票の回答も依頼した。

対象数は、以下のとおり。

- 都道府県MC協議会 47 協議会
- 地域MC協議会 250 協議会
- 消防本部 723 消防本部

(2) 調査票の配布・回収方法

各都道府県消防防災主管部（局）を通じて各対象へ調査票を配布。都道府県MC協議会の回答結果をWebアンケートにより回収し、地域MC協議会及び消防本部の回答結果を各都道府県が取りまとめた上で、消防庁が電子メールで回収した。

3. 調査名

(1) 「救急救命体制の整備・充実にに関する調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」

(ア) 期間

令和4年9月5日～令和4年9月30日

(イ) 基準日

令和4年8月1日（昨年比較：令和3年8月1日）

(ウ) 回収率

100%

第2章 メディカルコントロール協議会票の結果

第1節 メディカルコントロール協議会

1. メディカルコントロール協議会の構成員

構成員については、以下のとおり。

図表1 MC協議会の構成員と人数（都道府県MC票・地域MC票）（複数回答）

構成員種別	都道府県MC (N=47)		地域MC (N=250)	
	MC数※	平均値	MC数※	平均値
①救命救急センターの医師	44	4.9人	167	2.4人
②救命救急センター以外の救急科専門医	29	2.8人	121	2.5人
③救急科以外の医師	40	5.6人	222	5.5人
④医師会の医師	46	2.6人	231	3.3人
④のうち救急専門医	9	1.4人	17	1.8人
⑤保健所の医師	17	1.5人	177	1.5人
⑤のうち救急専門医	0	0.0人	4	1.0人
⑥都道府県衛生主幹部局の課長等	38	1.3人	92	1.4人
⑦都道府県消防防災主幹部局の課長等	37	1.2人	132	1.2人
⑧消防本部の消防長、救急担当部課長等（管理監督者）	44	6.6人	230	3.5人
⑨都道府県の要綱等で定めた指導救命士	4	6.5人	58	4.1人
⑩消防本部の通信指令担当課長	0	0.0人	18	1.1人
⑪その他	27	3.7人	118	3.9人

※表中の「MC数」とは、各構成員について「1人以上配置している」と回答したメディカルコントロール協議会数を計上

「その他」に挙げられた回答（回答の多かった順）

（都道府県MC票）

<input type="checkbox"/> 看護協会	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 市町村会会長	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 保健所・保健福祉部局
<input type="checkbox"/> 消防職員	<input type="checkbox"/> 消防学校関係者	<input type="checkbox"/> 警察関係者	など	

（地域MC票）

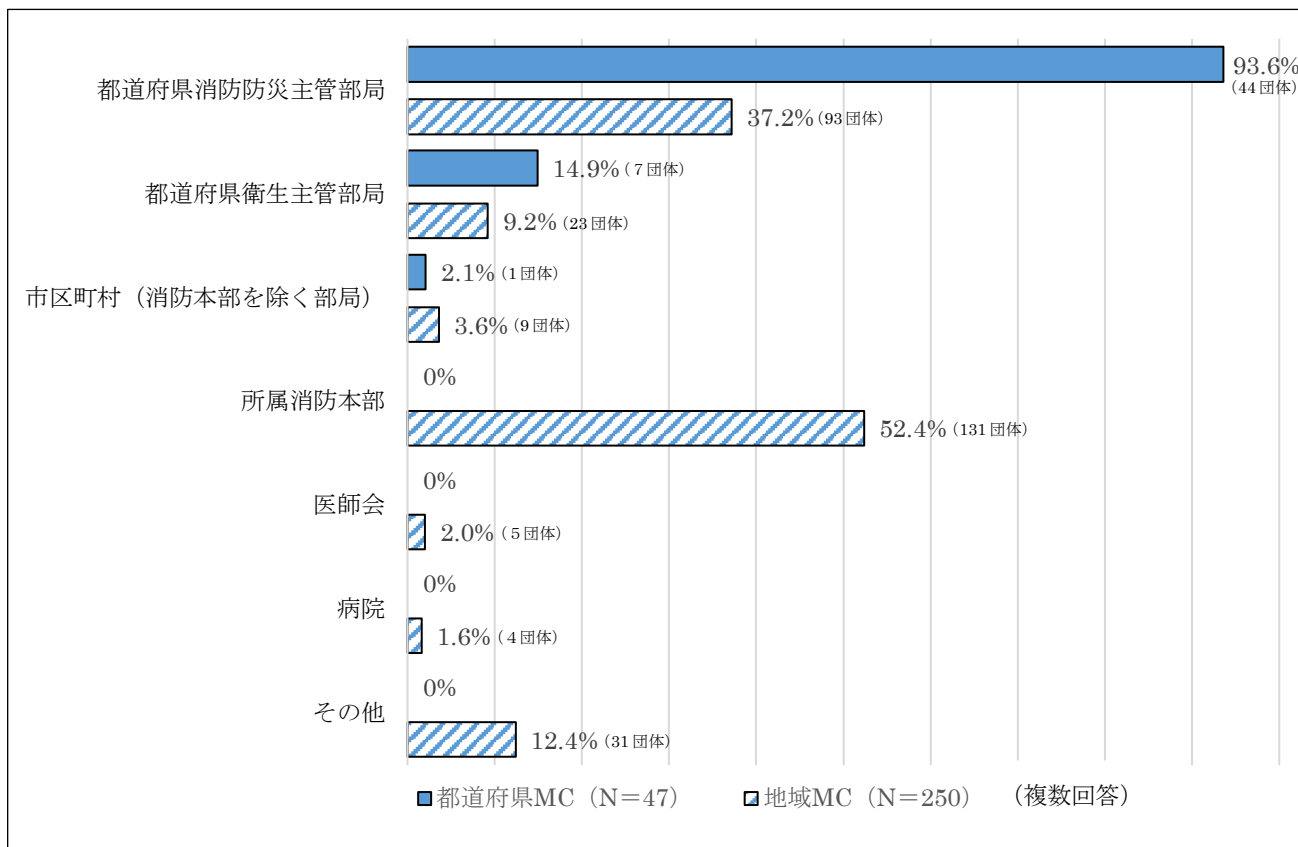
<input type="checkbox"/> 保健所・保健福祉部局	<input type="checkbox"/> 消防職員	<input type="checkbox"/> 看護協会	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 薬剤師
<input type="checkbox"/> 歯科医師	<input type="checkbox"/> 警察関係者	など		

2. メディカルコントロール協議会の予算負担者

○都道府県MC：「都道府県消防防災主管部局」が最多で44団体（93.6%）、次いで「都道府県衛生主管部局」が7団体（14.9%）、「市区町村」・「所属消防本部」が1団体（2.1%）となっている。

○地域MC：「所属消防本部」が最多で131団体（52.4%）、次いで、「都道府県消防防災主管部局」が93団体（37.2%）、「都道府県衛生主管部局」が23団体（9.2%）となっている。

図表2 令和4年度 予算負担者（都道府県MC票・地域MC票）



「その他」に挙げられた回答 (地域MC票)

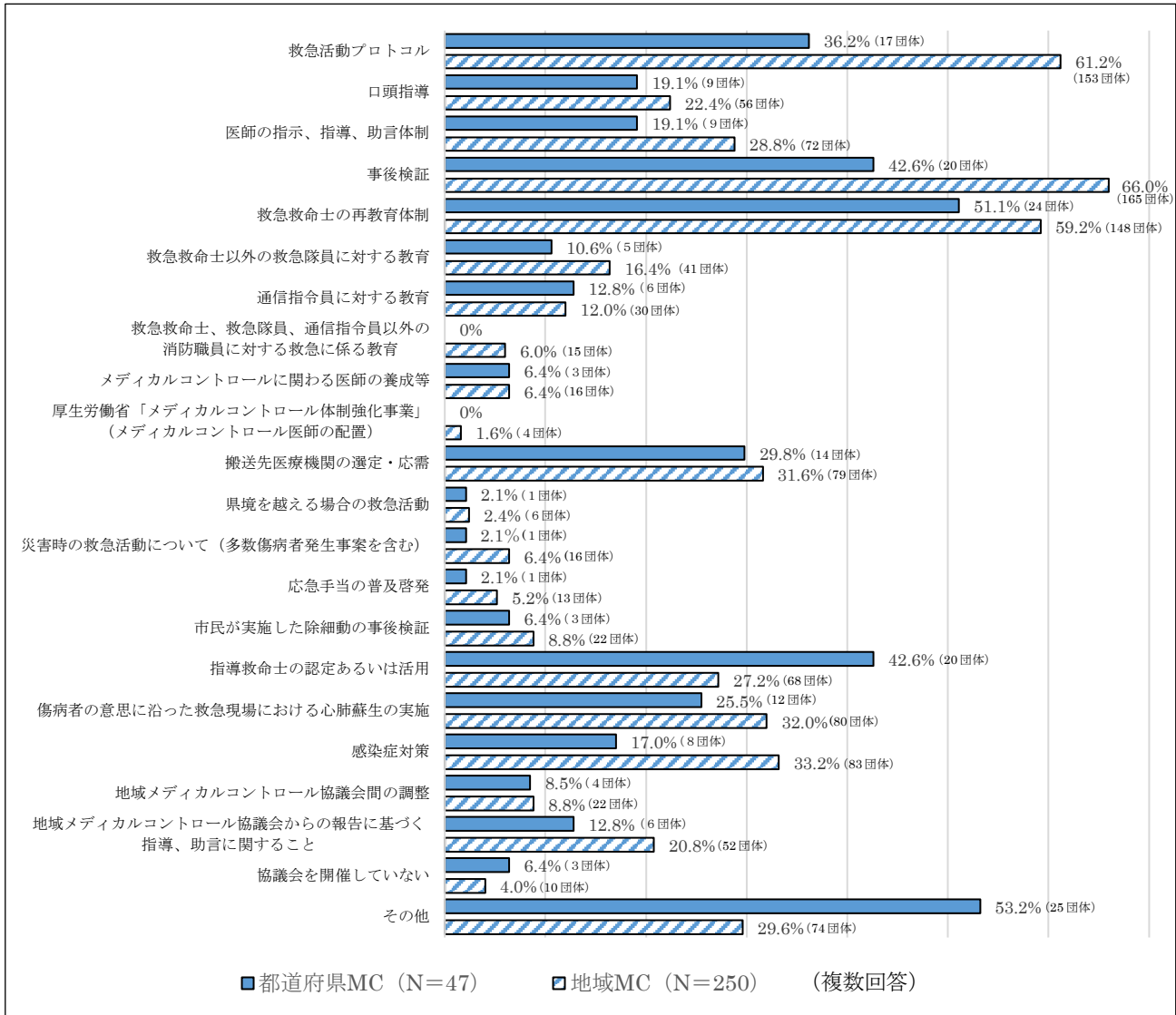
○救急・医療に関する協議会（地域包括医療協議会、救急業務高度化推進協議会） ○県補助金 など

3. 協議会で取り上げられた課題

○都道府県MC：「その他」を除くと、「救急救命士の再教育体制」が一番多く、次いで「事後検証」及び「指導救命士の認定あるいは活用」が多い。

○地域MC：「事後検証」、「救急活動プロトコル」、「救急救命士の再教育体制」の順に多い。

図表3 取り上げられた課題（都道府県MC票、地域MC票）



「その他」に挙げられた回答 (都道府県MC票)

○転院搬送における救急車の適正利用について ○救急安心センター事業(＃7119)について ○傷病者の搬送及び受入れの実施基準について ○新型コロナウイルス感染症への対応について ○医療機関に勤務する救急救命士の特定行為について など

(地域MC票)

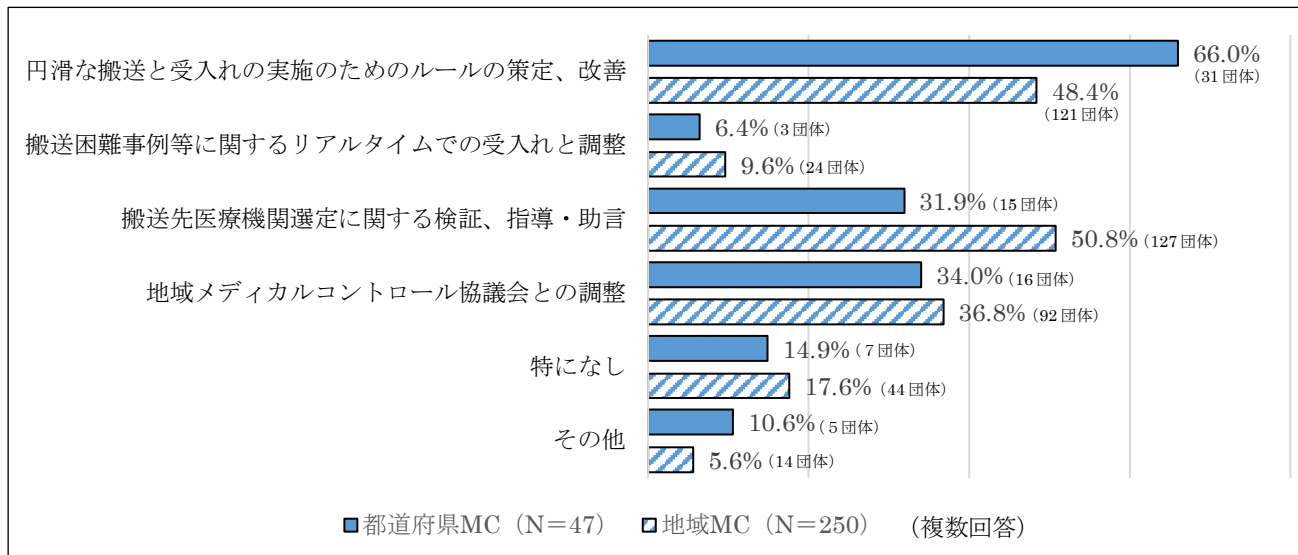
○気管挿管・ビデオ硬性喉頭鏡病院実習について ○ICTを活用した取組について ○救急ワークステーションについて ○12誘導心電図について ○新型コロナウイルス感染症対応について ○DNARについて ○ドクターカー・ドクターヘリについて ○高齢者搬送について など

4. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割

○都道府県MC：「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」の回答が最多。

○地域MC：「搬送先医療機関選定に関する検証、指導・助言」、「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」、の順に多い。

図表4 救急搬送体制に係る調整に関するMC協議会の役割（都道府県MC票、地域MC票）



「その他」に挙げられた回答 (都道府県MC票)

○医療機関の救急救命士のあり方に関する検討 ○通信指令員業務のあり方に関する検討 など

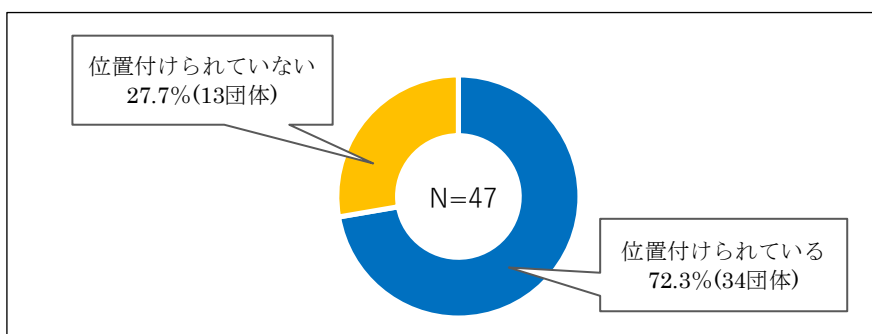
(地域MC票)

○救急体制の調査研究 ○病院実習受入れ調整 ○心肺蘇生を望まない傷病者への対応について
○救急ワークステーション研修の開催 など

5. 法定協議会としての位置付け

○都道府県MC協議会の34団体(72.3%)が、「消防法第35条の8に定める法定協議会として位置付けられている」と回答した。

図表5 法定協議会としての位置付け（都道府県MC票）



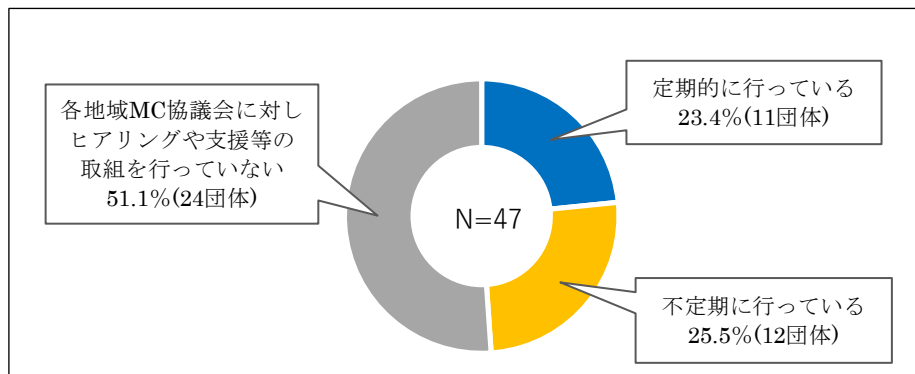
第2節 救急活動

1. オンラインMCに関する取組

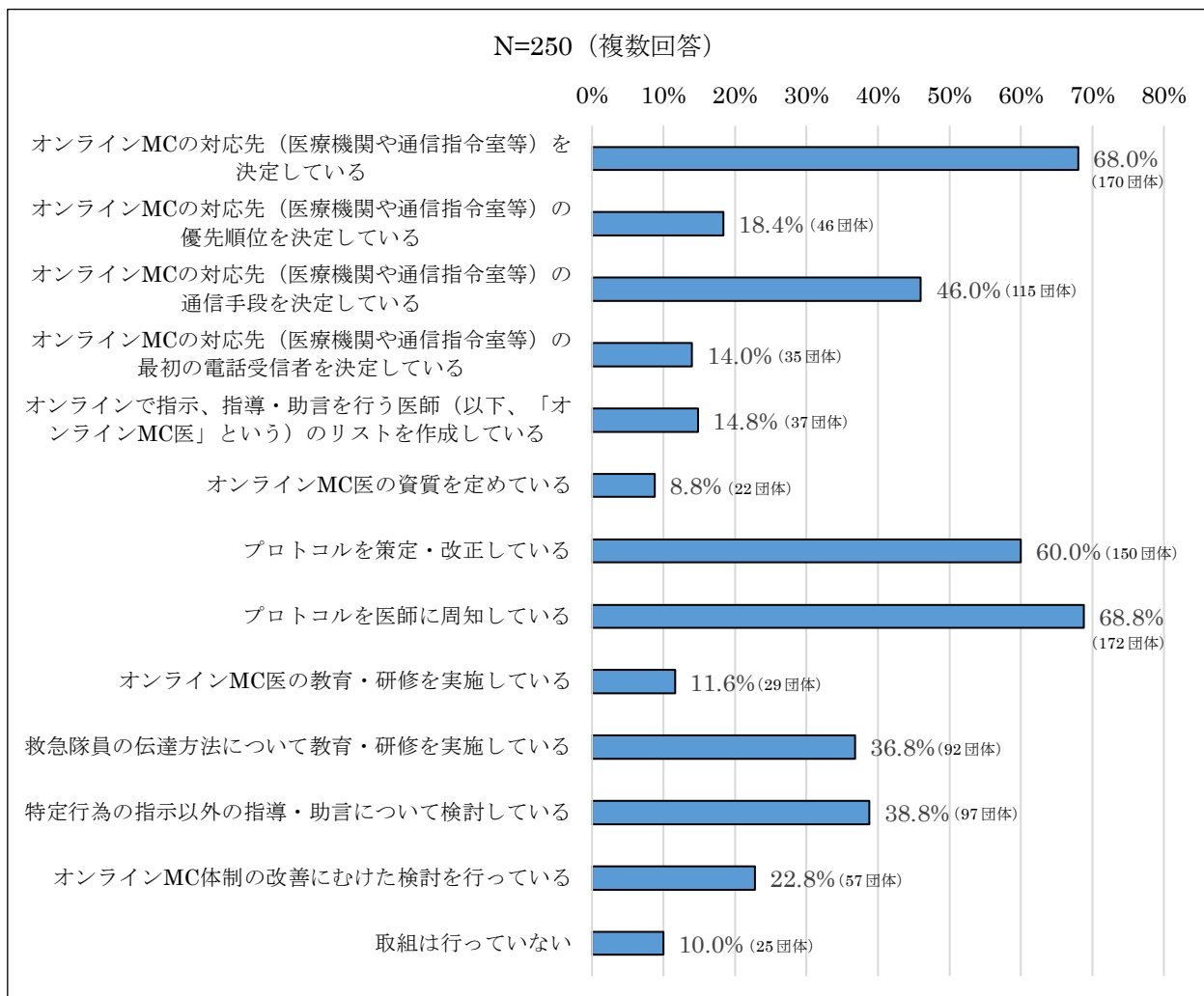
○都道府県MC：各地域におけるオンラインMC体制の充実に向け、「各地域MC協議会に対しヒアリングや支援等の取組を行っていない」が最も多い。

○地域MC：「プロトコルを医師に周知している」、「オンラインMCの対応先（医療機関や通信指令室等）を決定している」の順に多い。

図表6 オンラインMCの取組
(都道府県MC票)



(地域MC票)



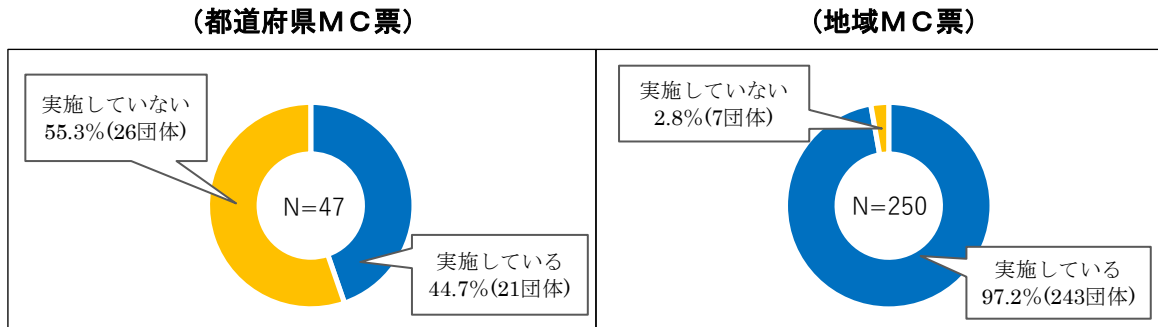
2. 事後検証体制

(1) 医師による事後検証の実施状況

○都道府県MC : 21 団体 (44.7%) で実施している。

○地 域 M C : 243 団体 (97.2%) で実施している。

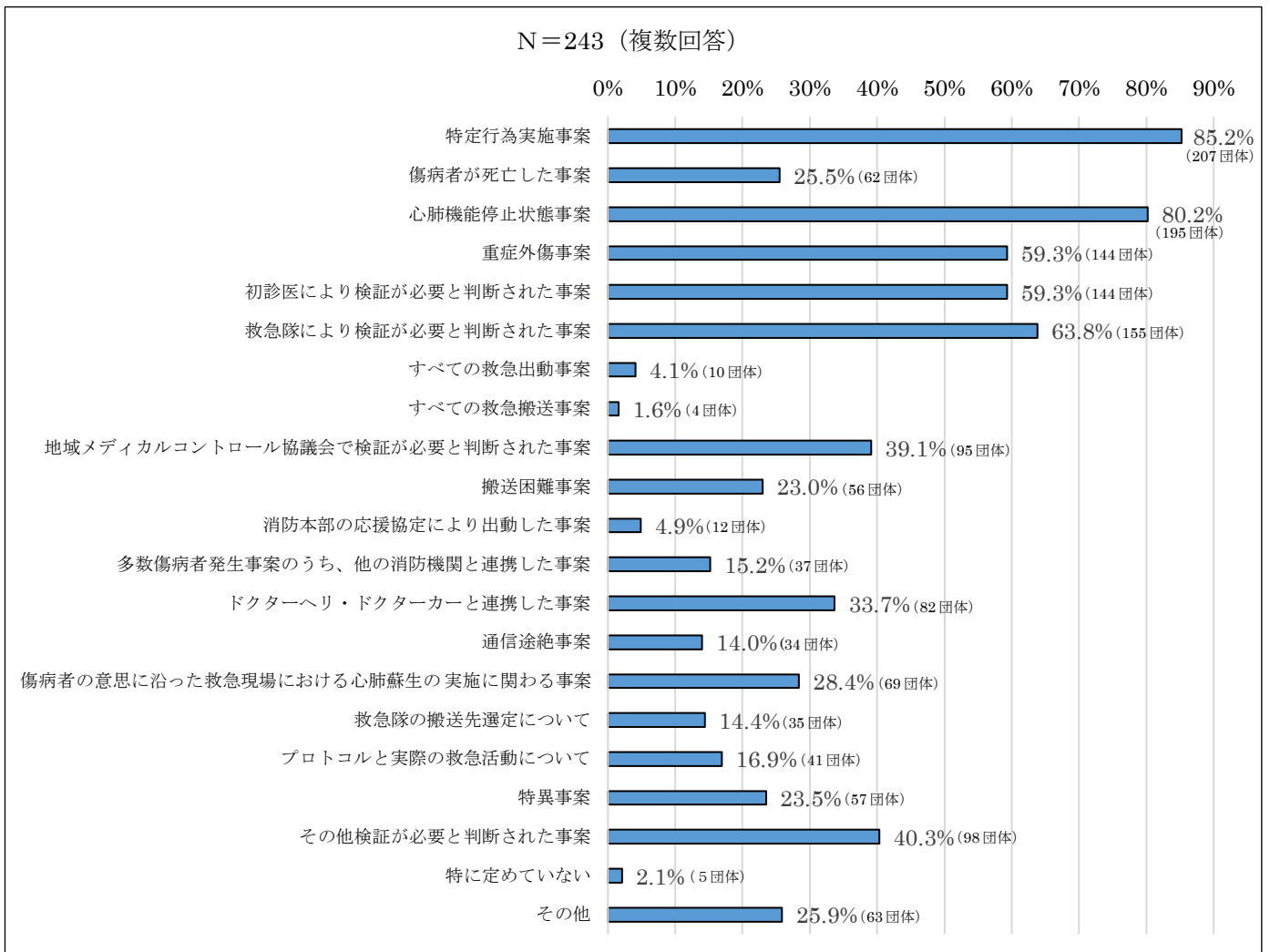
図表 7 医師による事後検証の実施状況



(2) 医師による事後検証の基準

○地 域 M C : 「特定行為実施事案」、「心肺機能停止状態事案」の順が多い。

図表 8 医師による事後検証の基準 (地域MC票)

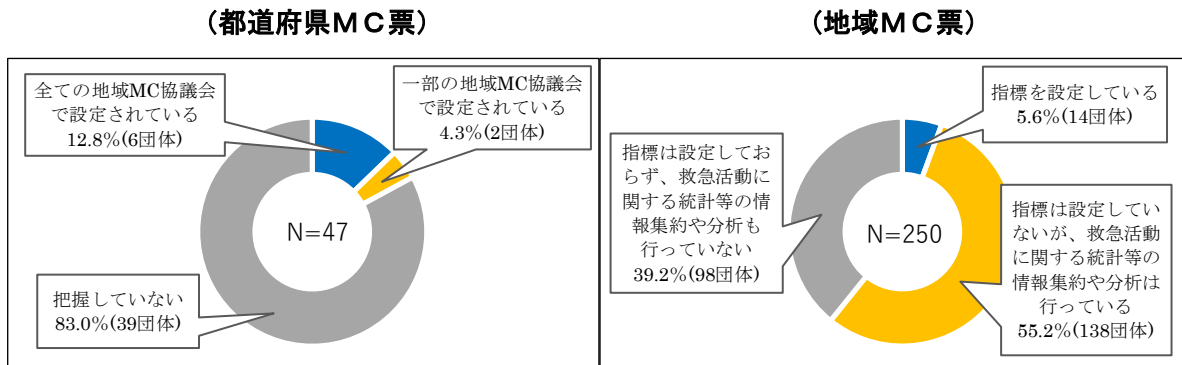


3. 評価指標を用いたPDCAの取組

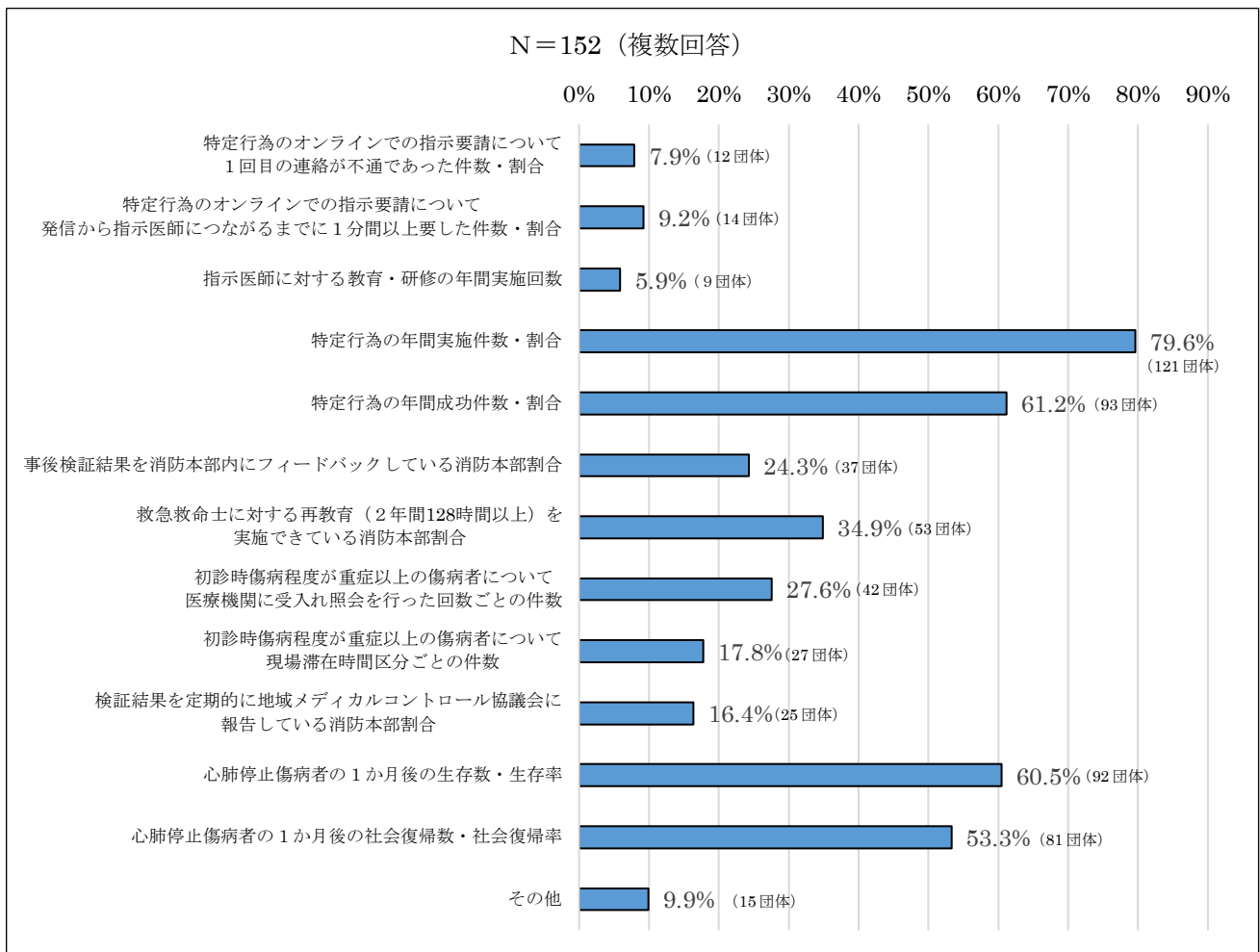
○都道府県MC：管内の地域MC協議会が、評価指標を設定しているかどうか「把握していない」と答えた都道府県MCが39団体（83.0%）と最も多い。

○地域MC：14団体（5.6%）が「評価指標を設定している」、138団体（55.2%）が「指標は設定していないが、救急活動に関する統計等の情報集約や分析は行っている」と回答。集約・分析している項目は「特定行為の年間実施件数・割合」、「特定行為の年間成功件数・割合」の順に多い。

図表9 評価指標を用いたPDCAの取組



図表10 現在の指標（集約・分析している統計等）の項目
(地域MC票)

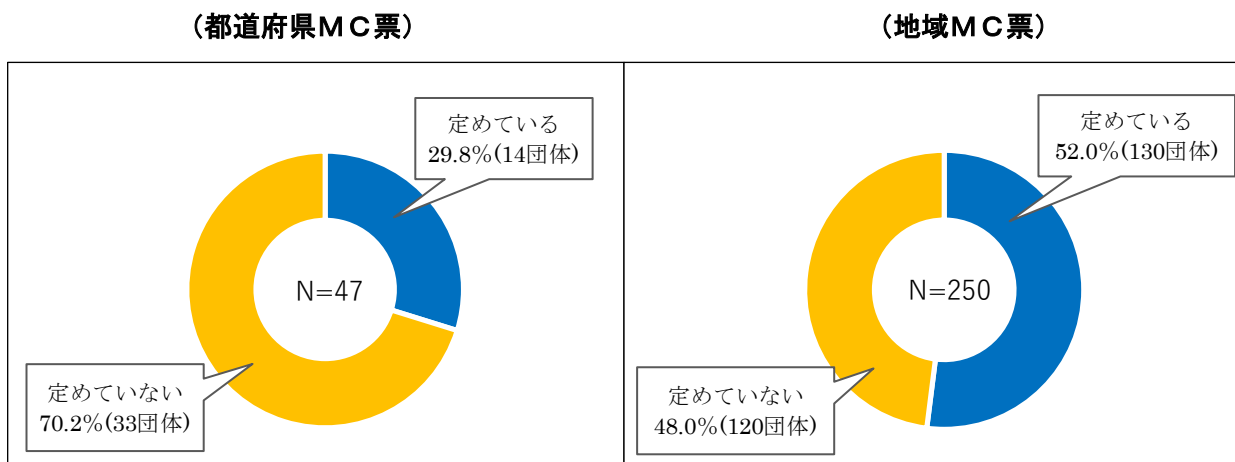


4. 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

(1) 対応方針の策定

- 都道府県MC：14団体（29.8%）が定めていると回答した。
- 地域MC：130団体（52.0%）が定めていると回答した。

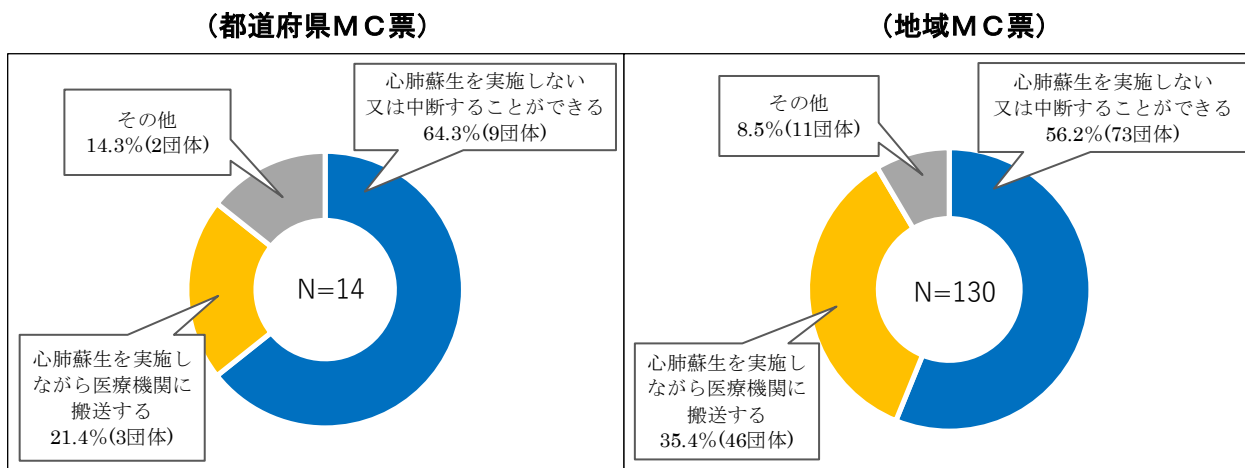
図表 11 対応方針の策定



(2) 対応方針の内容

○都道府県MC、地域MCともに対応方針の内容としては、「家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられた場合、医師からの指示など一定の条件のもとに、心肺蘇生を実施しない、又は中断することができる」の回答が多い。

図表 12 対応方針の内容



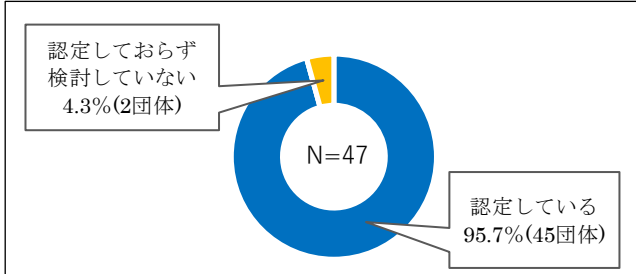
第3節 救急に携わる職員の教育

1. 指導救命士の認定

(1) 指導救命士の認定状況

○都道府県MC：45団体（95.7%）が認定していると回答している。

図表13 指導救命士の認定状況（都道府県MC票）



	MC数	認定者数
指導救命士の認定	45団体	3,027人 (※)

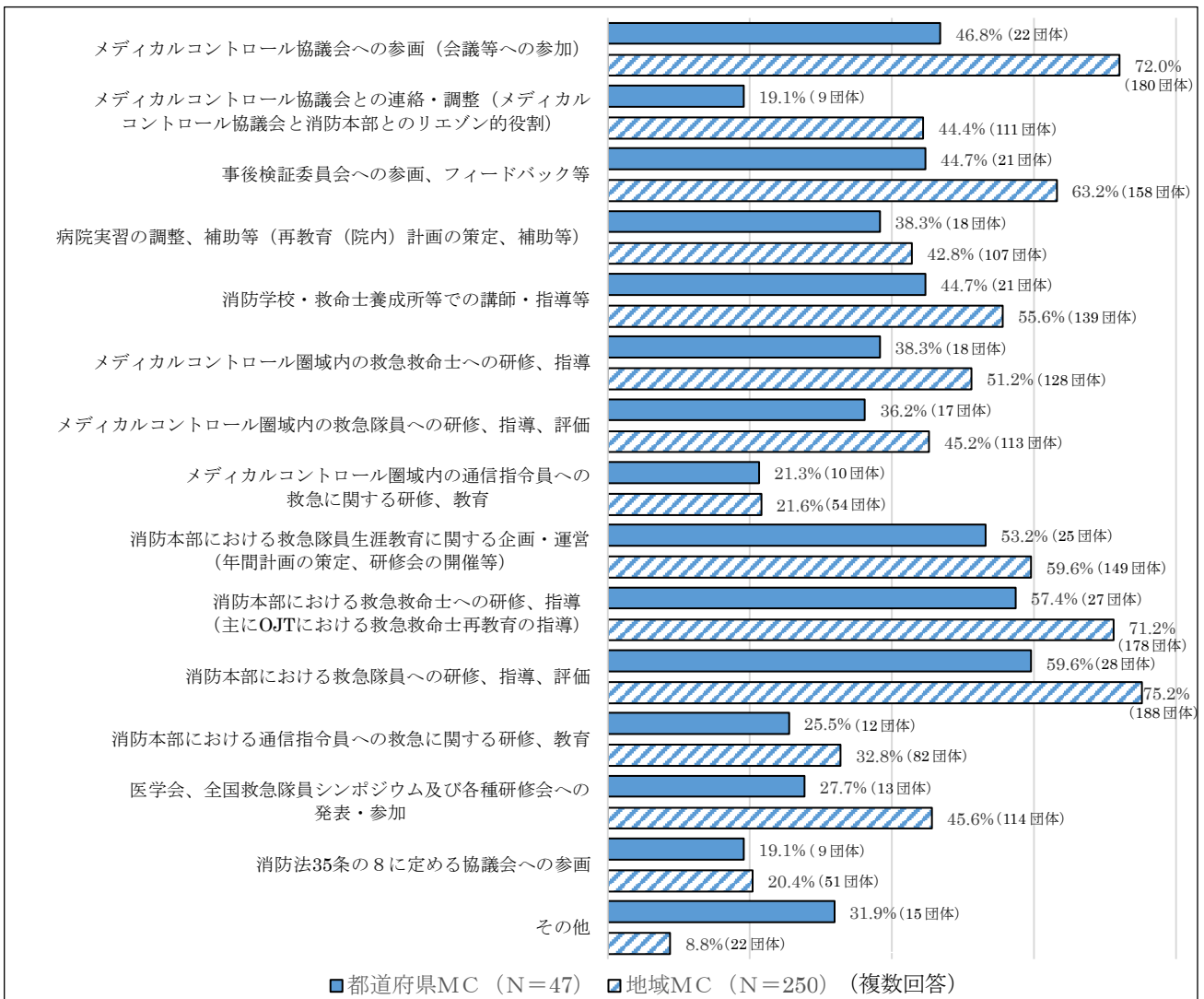
※これまでに認定された指導救命士数（累計）

(2) 指導救命士を活用した取組

○都道府県MC：「救急隊員への研修、指導、評価」、「救急救命士への研修、指導」の順に多い。

○地域MC：「救急隊員への研修、指導、評価」、「MC協議会への参画」の順に多い。

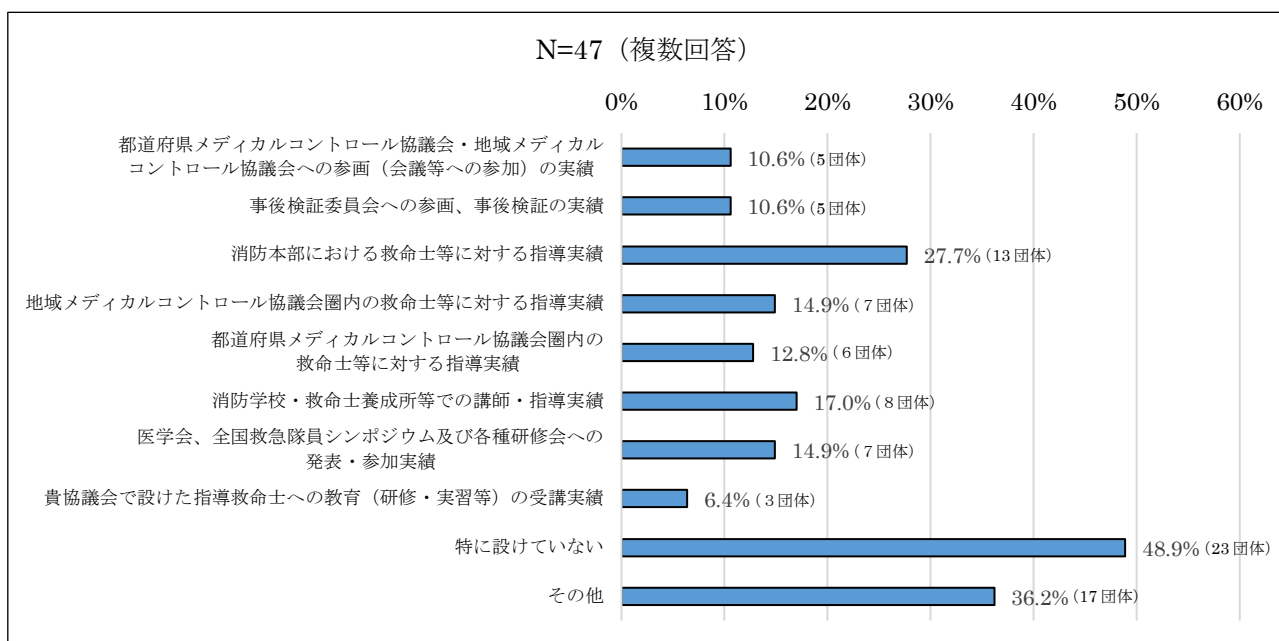
図表14 指導救命士を活用した取組（都道府県MC票、地域MC票）



(3) 指導救命士認定後の更新要件

○都道府県MC：23 団体（48.9%）が更新条件を特に設けていない。

図表 15 指導救命士認定後の更新要件（都道府県MC票）

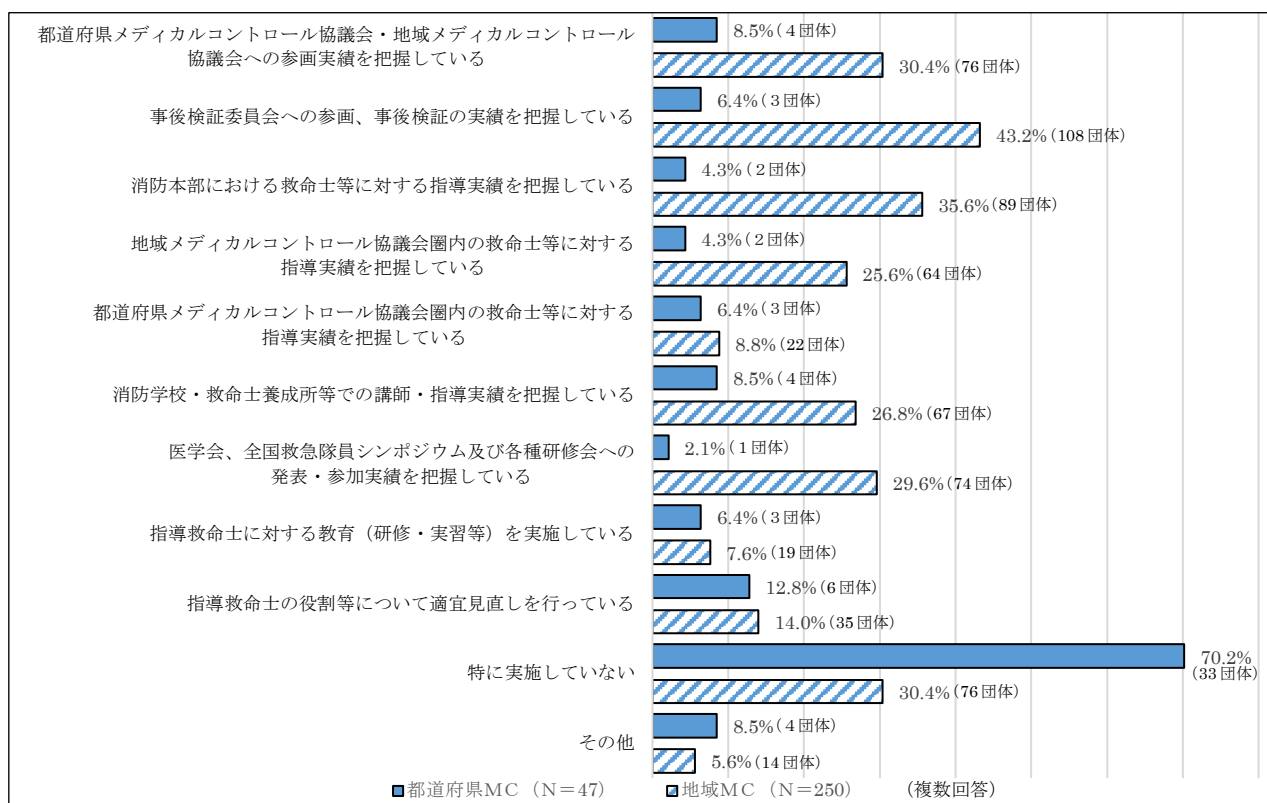


(4) 指導救命士の制度、質の向上を図るための取組

○都道府県MC：「特に実施していない」が最も多い。

○地域MC：「事後検証委員会への参画、事後検証の実績を把握している」が最も多い。

図表 16 指導救命士の制度、質の向上を図るための取組（都道府県MC票、地域MC票）

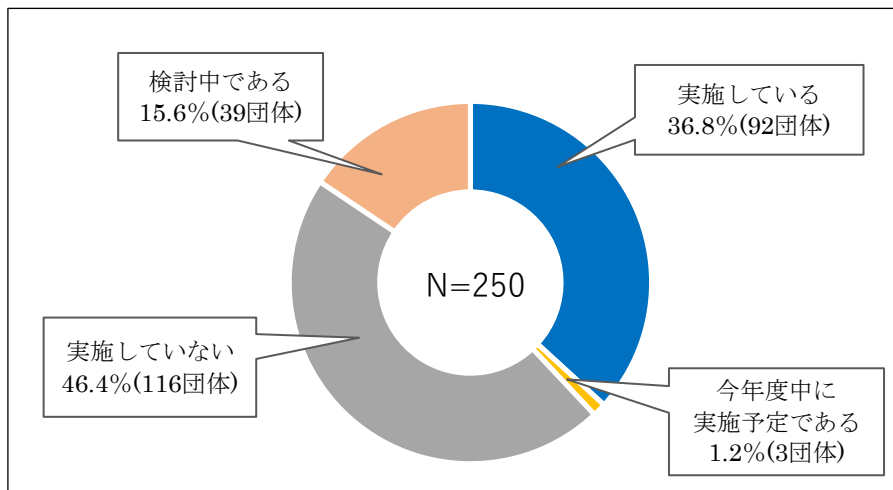


2. 通信指令員の救急に係る教育

(1) 教育の実施状況

○地 域 M C : 92 団体 (36.8%) が実施しており、3 団体 (1.2%) が今年度中に実施予定。

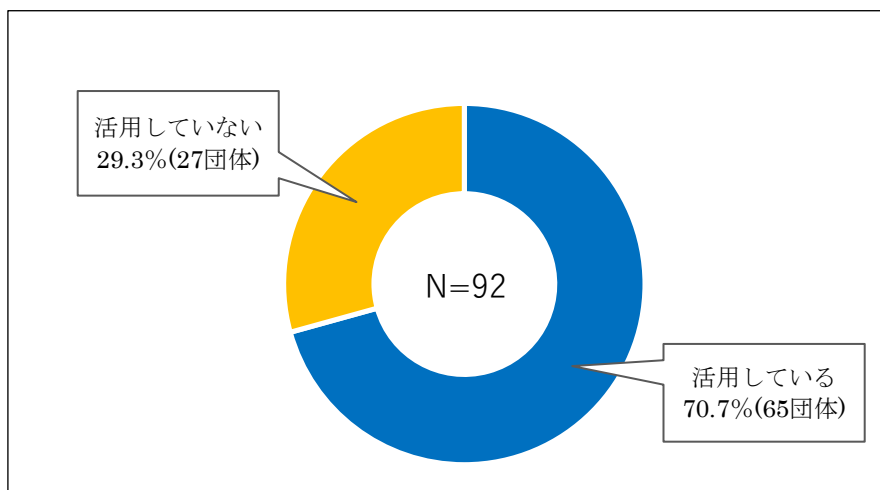
図表 17 通信指令員への救急に係る教育の実施状況
(地域MC票)



(2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

○地 域 M C : 65 団体 (70.7%) が活用している。

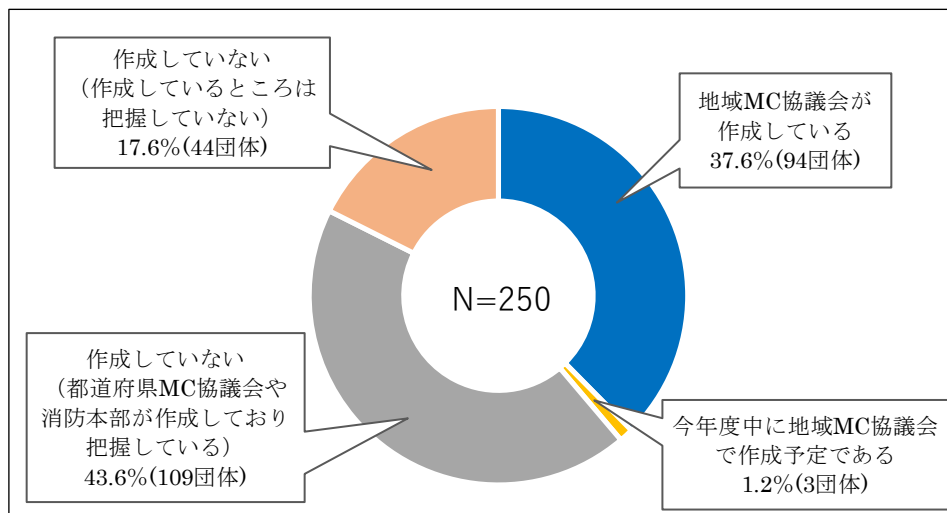
図表 18 教育テキストの活用状況
(地域MC票)



(3) 口頭指導要領の策定

○地 域 M C : 94 団体 (37.6%) が策定しており、3 団体 (1.2%) が今年度中に策定予定。

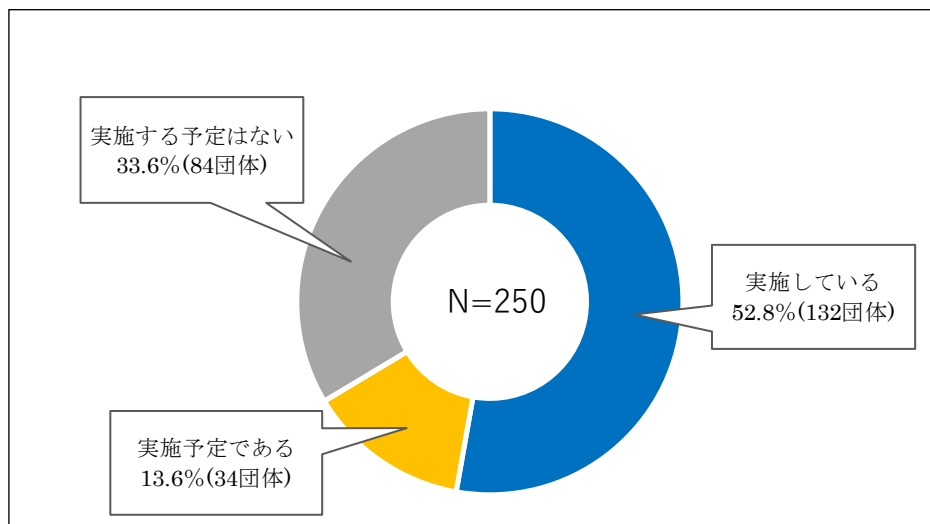
図表 19 口頭指導要領の策定状況
(地域MC票)



(4) 口頭指導に係る事後検証の実施

○地 域 M C : 132 団体 (52.8%) が実施しており、34 団体 (13.6%) が実施予定。

図表 20 口頭指導に係る事後検証の実施状況
(地域MC票)



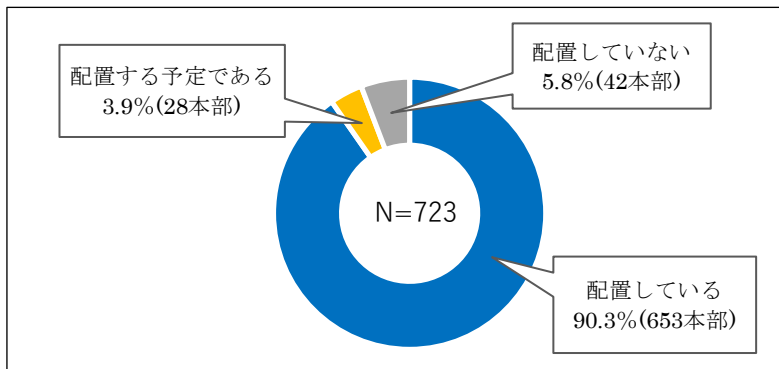
第3章 消防本部の調査結果

第1節 指導救命士

1. 指導救命士の配置

全国の消防本部の中で 653 消防本部 (90.3%) が配置している。

図表 21 指導救命士の配置状況 (消防本部票)

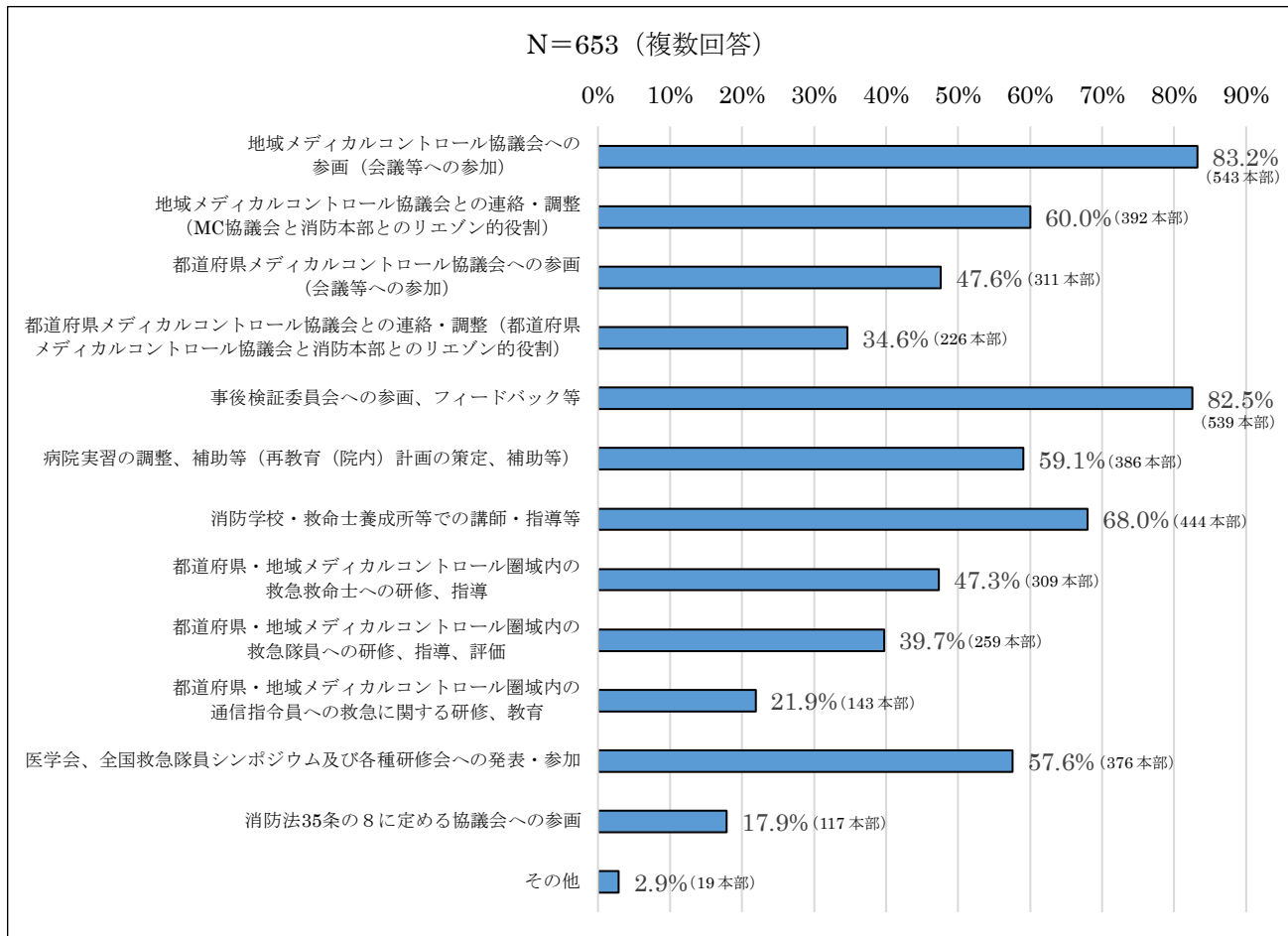


2. 指導救命士の役割

(1) 対外的な役割

指導救命士の対外的な役割として、「地域MC協議会への参画」、「事後検証委員会への参画、フィードバック等」、「消防学校・救命士養成所等での講師・指導等」の順に多い。

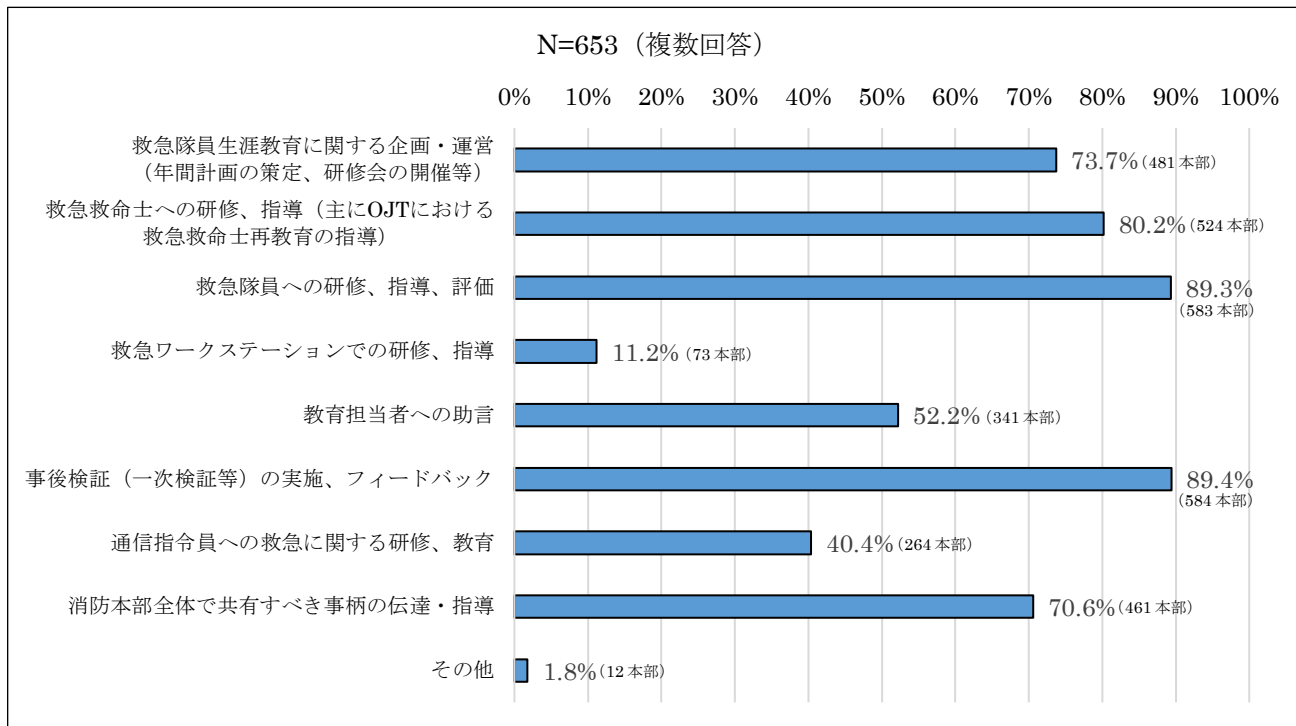
図表 22 指導救命士の対外的な役割 (消防本部票)



(2) 消防本部内での役割

指導救命士の消防本部内での役割として、「事後検証の実施、フィードバック」、「救急隊員への研修、指導、評価」、「救急救命士への研修、指導」の順に多い。

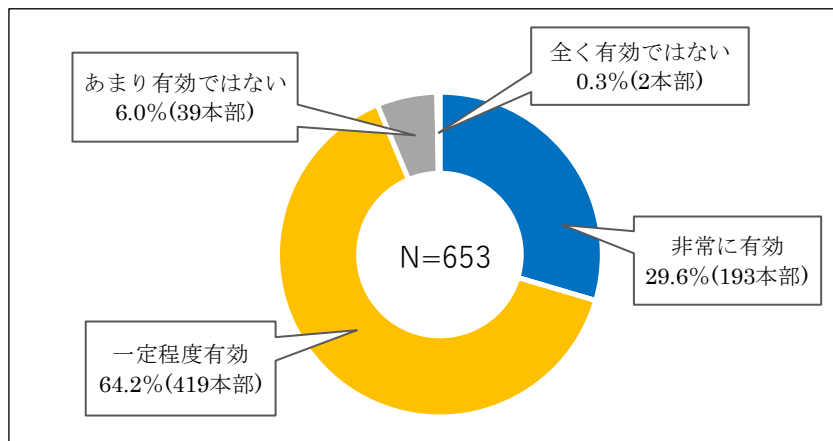
図表 23 指導救命士の消防本部内での役割（消防本部票）



3. 指導救命士の効果

現在の指導救命士の配置による隊員教育等の効果について、419本部（64.2%）が「一定程度有効」、193本部（29.6%）が「非常に有効」と回答。

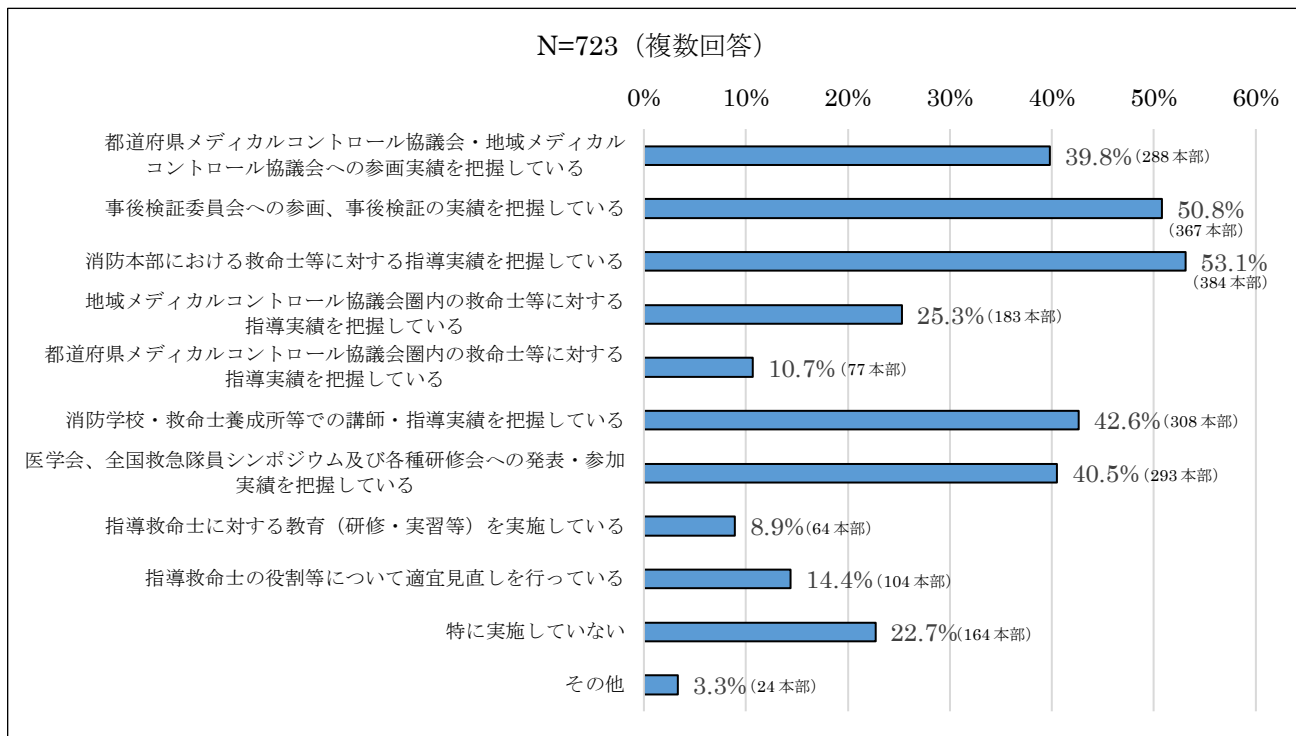
図表 24 指導救命士の効果（消防本部票）



4. 指導救命士の運用、質の維持向上を図るための取組

「消防本部における救命士等に対する指導実績を把握している」、「事後検証委員会への参画、事後検証の実績を把握している」の順に多い。

図表 25 指導救命士の運用、質の維持向上を図るための取組（消防本部票）



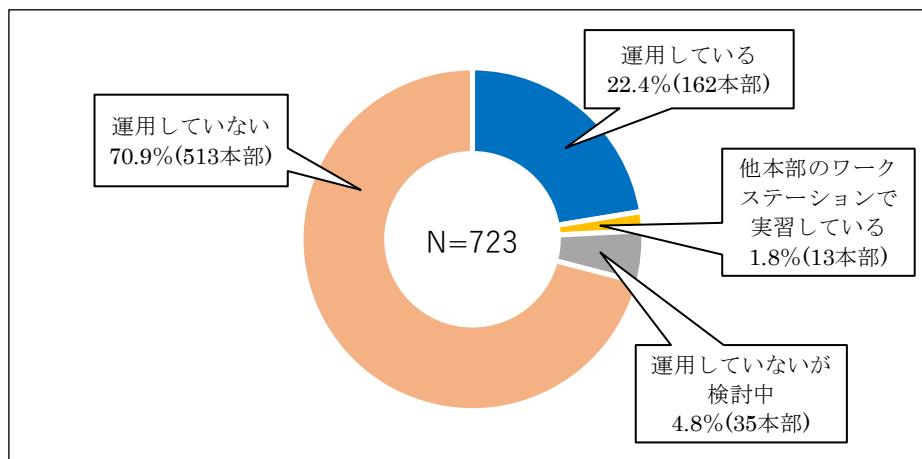
第2節 救急救命士の再教育

1. 救急ワークステーション

(1) 救急ワークステーションの運用

救急ワークステーションを運用している消防本部は 162 本部（22.4%）あり、他本部のワークステーションで実習している消防本部が 13 本部（1.8%）ある。

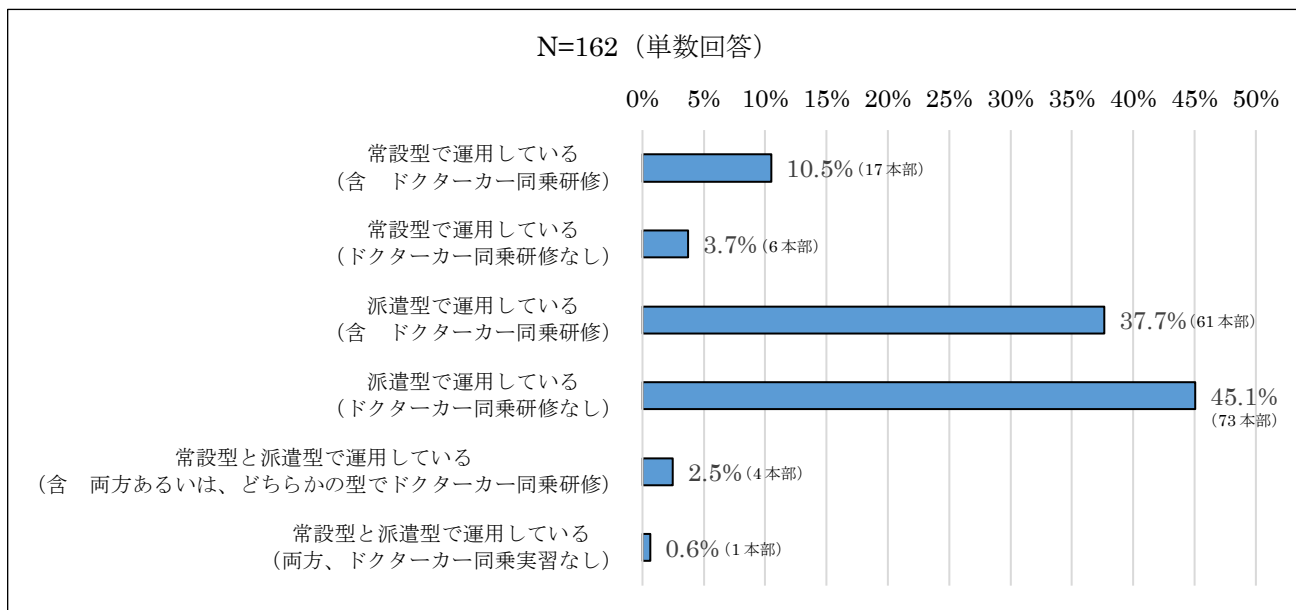
図表 26 救急ワークステーションの運用状況（消防本部票）



(2) 救急ワークステーションの運用方法

救急ワークステーションを運用している消防本部のうち、常設型（含 ドクターカー同乗研修）で運用しているのが17消防本部、常設型（ドクターカー同乗研修なし）で運用しているのが6消防本部、派遣型（含 ドクターカー同乗研修）で運用しているのが61消防本部、派遣型（ドクターカー同乗研修なし）で運用しているのが73消防本部、常設型と派遣型の両方で運用しているのが5本部となっている。

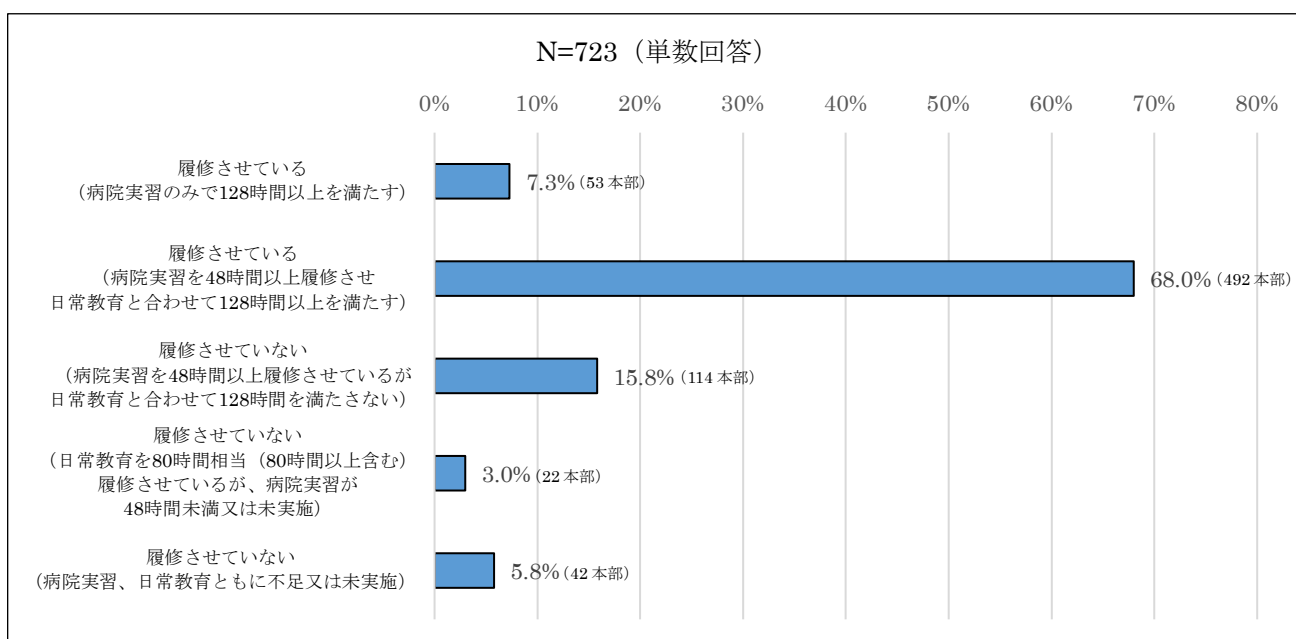
図表 27 救急ワークステーションの運用方法（消防本部票）



2. 救急救命士の再教育の履修状況

2年間で128時間以上の再教育が行える消防本部は545消防本部（75.3%）となっている。

図表 28 再教育の履修状況（消防本部票）
(128時間以上の再教育履修状況)



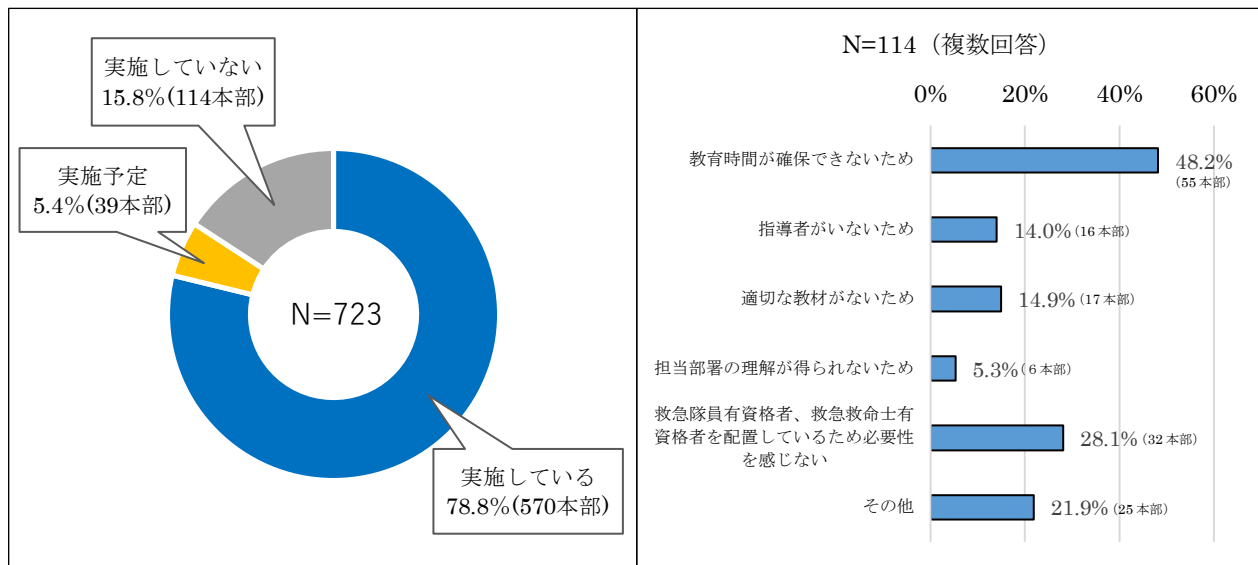
第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導

1. 教育の実施状況

通信指令員の救急に係る教育については、570 消防本部（78.8%）で実施している。

図表 29 通信指令員への救急に係る教育の実施状況（消防本部票）

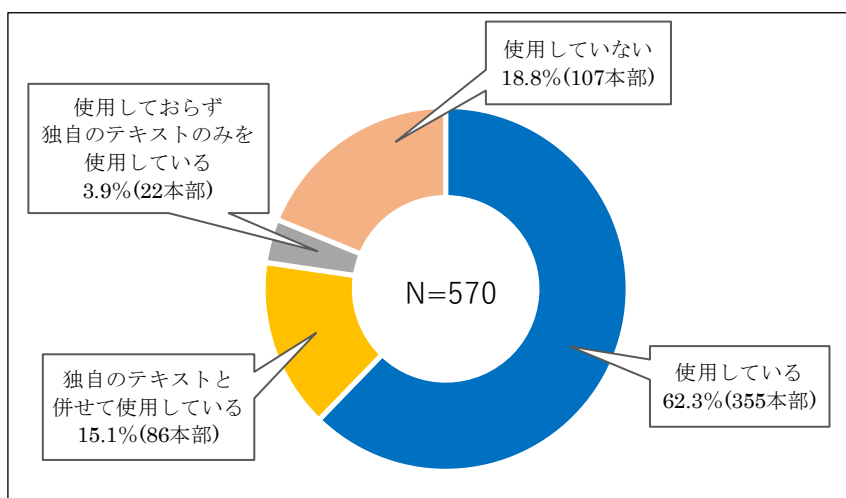
（実施していない理由）



2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

教育を実施している 570 消防本部のうち、355 消防本部（62.3%）が「通信指令員の救急に係る教育テキスト」を活用しており、86 本部（15.1%）が独自のテキストと合わせて活用している。

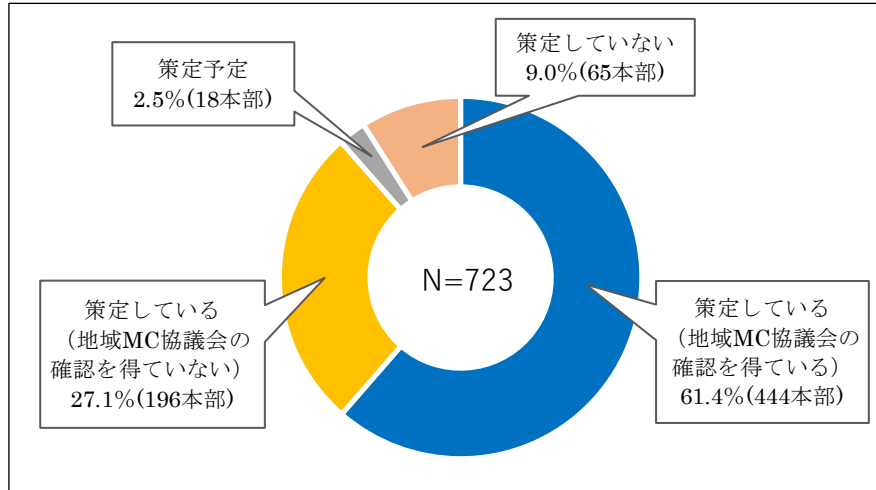
図表 30 教育テキストの活用状況（消防本部票）



3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの確認

全国消防本部の中で640消防本部(88.5%)が口頭指導要領を策定している。また、要領を策定している消防本部のうち444本部が地域MCによる確認を受け運用している。

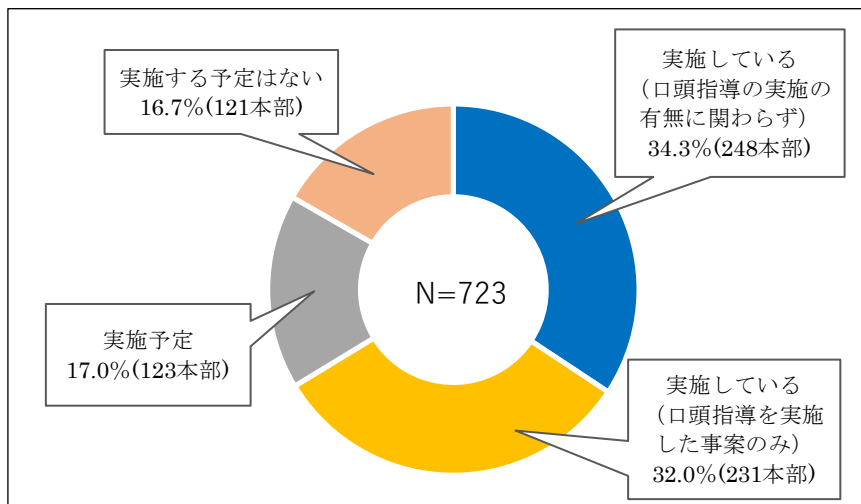
図表 31 口頭指導要領の策定状況（消防本部票）



4. 口頭指導に係る事後検証の実施

全国の消防本部の中で479消防本部(66.3%)が事後検証を実施している。また、123消防本部(17.0%)が実施予定となっている。

図表 32 口頭指導に係る事後検証の実施状況（消防本部票）

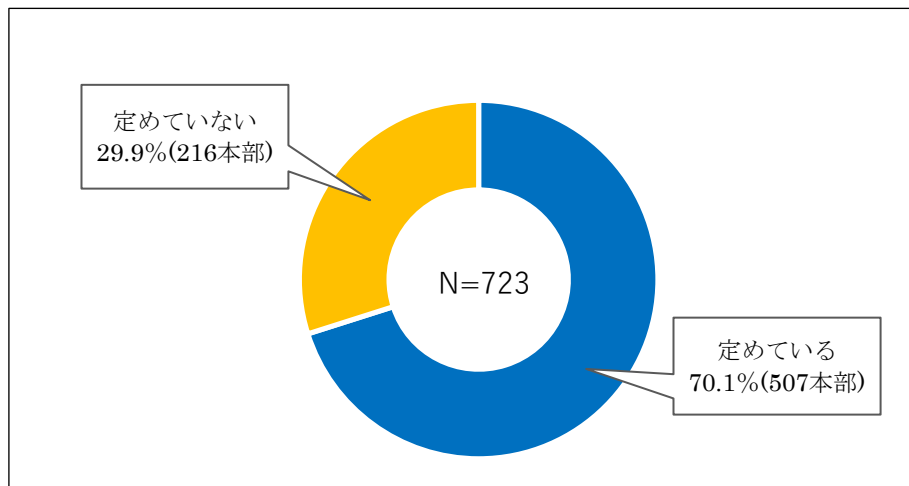


第4節 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

1. 対応方針の策定

心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応方針の策定については、507 消防本部（70.1%）が定めている。

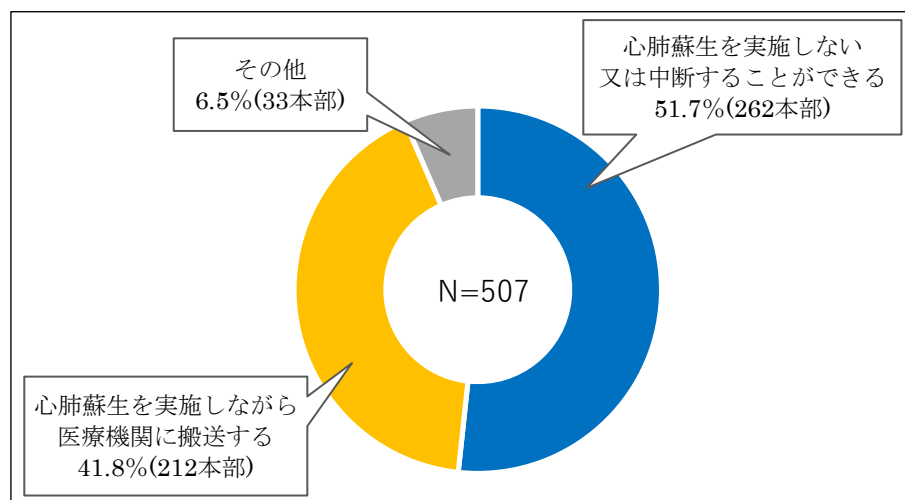
図表 33 対応方針の策定（消防本部票）



2. 対応方針の内容

対応方針を策定している 507 消防本部のうち 262 消防本部（51.7%）が心肺蘇生を実施しない又は中断することができる対応としている。

図表 34 対応方針の内容（消防本部票）

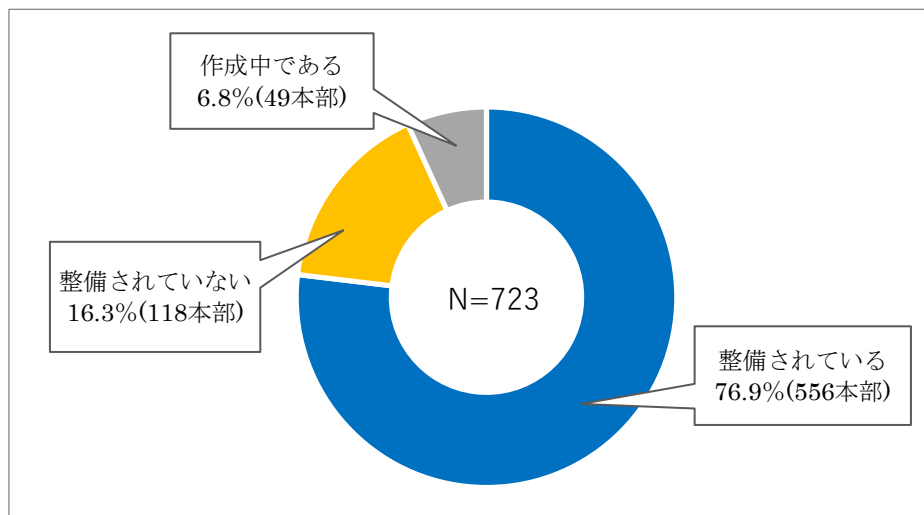


第5節 救急隊の感染防止対策

1. 感染防止対策マニュアルの整備

感染防止対策マニュアルについては、556 消防本部（76.9%）が整備している。

図表 35 感染防止対策マニュアルの整備（消防本部票）



2. 感染防止に関する研修の実施状況

研修を定期的に行っている 98 消防本部（13.6%）と不定期に行っている 483 消防本部（66.8%）を併せると 581 本部（80.4%）となっている。

図表 36 感染防止に関する研修の実施状況（消防本部票）

